情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

名

後発医薬品の使用に係る健康管理指導業務の委託について (情報項目の変更)

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:福祉部生活福祉課及び保護担当課)

事業の概要

T - LA - A PARA PARA			
事業名	後発医薬品の使用に係る健康管理指導業務		
担当課	生活福祉課及び保護担当課		
目的	下記対象者に対し、電話又は訪問により服薬指導を含む健康管理指導を行い、後		
	発医薬品の使用の促進を図る。		
対象者	処方医が後発医薬品への変更を可としているにもかかわらず、先発医薬品の使用		
	を希望する被保護者(新宿区で生活保護を受給している者をいう。以下同じ。)の		
	うち、明らかに当該希望の理由に妥当性がないと福祉事務所長が判断した者		
事業内容	厚生労働省は、生活保護の医療扶助について後発医療品の使用をさらに促進する		
	こととしている。		
	都内各区市町村では、処方医が後発医薬品への変更を可としているにもかかわら		
	ず先発医薬品の使用を希望する生活保護受給者から、東京都が作成したアンケート		
	によりその理由を確認し、関係薬局が都内の福祉事務所に報告していた。		
	新宿区においても、後発医療品の使用促進の取組みの一環として、上記アンケー		
	トの結果に基づいた服薬指導を含む健康管理指導を委託事業として平成26年1		
	0月17日から開始した。(平成26年第4回本審議会了承事項)		
	この度、東京都は、薬局の負担軽減のため、平成27年3月調剤分をもって上記		
	アンケートの実施を終了し、平成26年4月から調剤報酬明細書(レセプト※)に		
	記載することとなった「後発医薬品を調剤しなかった理由」に基づき、後発医薬品		
	の使用促進を引き続き実施することとした。		
	このため、新宿区においても、今後の実施に際しては、調剤報酬明細書に記載さ		
	れる「後発医薬品を調剤しなかった理由」に基づき、健康管理指導を引き続き実施		
	する。(平成27年9月以降(予定))		
	なお、健康管理指導では、後発医薬品に関する知識など専門資格や実務経験が必要		
	となるが、区職員においては、その専門資格や実務経験を有する者が限られているた		
	め、健康管理指導を実施する十分な体制を構築できない。そのため、専門資格や実務		
	経験を有する団体に委託する。		
	※ 調剤報酬明細書とは、次に掲げるものをいう。		
	① 指定薬局が福祉事務所(保険者)に調剤費を請求する際に使用するもの		
	② 医療扶助の適正な運営を行うため、福祉事務所が調剤費の請求内容の点		
	検や被保護者の適正受診に向けた指導を行う際に活用するもの 		
	(+1.4. **** (B) 7. ***)		
	(対象者数(見込み数) 約200人)		

件名 後発医薬品の使用に係る健康管理指導業務の委託について(情報項目の変更)

保有課(担当課)	生活福祉課及び保護担当課		
登録業務の名称	後発医薬品の使用に係る健康管理指導業務		
委託先	未定(本審議会了承後、入札依頼を行い、指名競争入札により委託業者を選 定する。プライバシーマーク取得を入札要件とする。)		
委託に伴い事業者に処 理させる情報項目(だれの、どのような項目か)		達者のうち、明らかにその理由に妥当性	
処理させる情報項目の 記録媒体	後発医薬品を拒否する具体的な理由	後発医薬品を拒否する具体的な理由	
委託理由	健康管理指導では、後発医薬品に関する知識など専門資格や実務経験が必要となるが、区職員においては、その専門資格や実務経験を有する者が限られているため、健康管理指導を実施する十分な体制を構築できない。そのため、専門資格や実務経験を有する団体に委託する。(入札により選定)		
委託の内容	1 委託先従事者が、庁舎内において、指導予告通知(区が対象者の住所・氏名を印刷したもの)に指導日及び発送日を記入し、当該記入後の指導予告通知を封入封緘する。 2 委託先従事者(保健師又は看護師)が、区が作成した対象者リストに基づき架電又は面談を行うことにより、健康管理指導を行う。(面談時には、区職員も同行する。) 3 委託先従事者(保健師又は看護師)は、指導実績(記録票)を月毎に区に報告する。		
委託の開始時期及び期 限	契約締結後から平成28年3月31日	まで(以降継続)	
委託にあたり区が行う 情報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 2 区は、日々の業務終了後、委託先が収集した個人情報を委託先から受け取り、各々ファイリングし、キャビネットに入れて施錠の上、保管する。 3 対象者の個人情報を取り扱う際は、委託業務の実施場所(庁内面接相談室又は対象者宅)に当該個人情報に係る書類を置き忘れないように、複数の者が状況を確認するよう指導する。 4 委託先が取り扱う個人情報の管理・保管状況については、随時確認する。		
受託事業者に行わせる 情報保護対策	人情報書類の置き忘れがないよう、区	務の実施場所にそれぞれの業務に係る個 工職員の立合いのもと確認させる。 了後、使用及び収集した個人情報を庁内	

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、 若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子

計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。